

一般社団法人日本理科教育学会 2021 年度第 5 回理事会議事録

1. 日時 2022 年 3 月 26 日（土）13 時 00 分～15 時 05 分

2. 開催方法 オンライン会議システムを利用

3. 出席役員数 理事総数 24 名 出席理事 23 名 監事総数 2 名 出席監事 2 名

4. 出席者

理事	久保田善彦	藤井浩樹	山下修一	益田裕充	安藤秀俊
	中城満	山本逸郎	鎌田正裕	浅原雅浩	吉川直志
	荻原彰	庭瀬敬右	隅田学	飯野直子	和田一郎
	後藤颯一	松浦拓也	三宅志穂	栗原淳一	大貫麻美
	稲田結美	吉田安規良	出口明子		
監事	三崎 隆	土田理			

5. 決議事項

第 1 号議案 2022 年度・第 72 回全国大会（旭川大会）の開催の件

第 2 号議案 会長候補者への会員の意向調査の件

第 3 号議案 「理科教育学研究」投稿規定改訂の件

第 4 号議案 第 6 回理事会招集の件

その他

6. 報告事項

第 1 号報告 事務局報告（会員現況他）

第 2 号報告 2023 年度・第 73 回全国大会（高知大会）の準備状況

第 3 号報告 委員会報告

(1) 「理科教育学研究」編集委員会

(2) 「理科の教育」編集委員会

(3) 教育課程委員会

(4) 国際交流委員会

(5) 広報委員会

(6) 学術連携委員会

(7) ダイバーシティ推進委員会

(8) 次世代企画委員会

第 4 号報告 タスクフォース等報告

(1) 一般社団法人日本理科教育学会創立 70 周年記念出版事業会

(2) 財務改善タスクフォース

第 5 号報告 支部報告

(1) 北海道 (2) 東北 (3) 関東 (4) 北陸 (5) 東海

(6) 近畿 (7) 中国 (8) 四国 (9) 九州

その他

7. 議事の経過の概要

定刻に至り、オンライン会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が相互にできる仕組みとなっていることを確認した。定款

34条に基づき久保田善彦会長が議長となり、挨拶の後、本日の理事会は理事及び監事の出席数が定款第35条に規定する定足数を満たしているため、本会が有効に成立していることを報告した。

第1号議案 2022年度・第72回全国大会（旭川大会）の開催の件

議長の指示により、安藤秀俊副会長（全国大会実行委員長）より、資料1-1-1に基づき、第72回全国大会の開催形態及びプログラムについての提案がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

第2号議案 会長候補者への会員の意向調査の件

議長より、資料1-2-1に基づき、定款細則「日本理科教育学会会長候補者への会員の意向調査にする本則」及び「日本理科教育学会会長候補者への会員の意向調査にする細則」に従い、会長候補者への会員の意向調査実施委員会を組織する支部を決議すること、及び持ち回りによって今回は中国支部の担当であることについて説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

第3号議案 「理科教育学研究」投稿規定改訂の件

議長の指示より、和田一郎「理科教育学研究」編集委員会委員長より、資料1-3-1に基づき、「理科教育学研究」投稿規定の改定についての提案がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

記

「理科教育研究」投稿規定

【変更前】下線部分変更

（編集事務局と編集事務支局）

第21条 理科教育学研究編集委員会の事務局を山梨大学大学院総合研究部 松森靖夫研究室に置く。

（投稿書類送付先）

第22条 投稿書類の送付先は次の通りとする。

〒602-8048

京都市上京区下立売通小川東入 中西印刷株式会社内

一般社団法人日本理科教育学会「理科教育学研究」編集委員会事務支局

担当者：田中裕史

電子メールアドレス：sjst-hen@nacos.com （@を半角にして送信して下さい）

電話：075-441-3155 FAX：075-417-2050

（改廃）

第23条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、2020年6月27日より施行する。改定後の第5条については、2020年度の発行から適用する。

【変更後】下線部分変更

（編集事務局と編集事務支局）

第 21 条 削除

(投稿書類送付先)

第 21 条 投稿書類の送付先は次の通りとする。

〒602-8048

京都市上京区下立売通小川東入 中西印刷株式会社内

一般社団法人日本理科教育学会「理科教育学研究」編集委員会事務支局

担当者：田中裕史

電子メールアドレス：sjst-hen@nacos.com (@を半角にして送信して下さい)

電話：075-441-3155 FAX：075-417-2050

(改 廃)

第 22 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、2020 年 6 月 27 日より施行する。改定後の第 5 条については、2020 年度の発行から適用する。

附則 2022 年 3 月 26 日改定

以上

第 4 号議案 第 6 回理事会招集の件

議長の指示により、事務局出口明子理事から、第 6 回理事会の開催日時、開催方法、決議事項についての説明がなされた。審議の結果、開催日時と開催方法については 2022 年 6 月 25 日（土）13 時 00 分よりオンライン会議システムを利用して開催すること、決議事項については 2022 年度事業計画及び収支予算の件等とすることを全員異議なく承認可決した。

以上をもって議事が終了したので、議長は閉会を宣し、15 時 05 分散会した。